

果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱

〔 50農蚕第7234号 〕
〔 昭和50年11月15日 〕
〔 農林事務次官依命通知 〕

第1 農林水産大臣は、果実及び果実製品（以下「果実等」という。）の需給安定、果樹農業の経営安定、果実等の需要拡大等を図るため、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）及び公募により選出された団体（以下「補助事業者」という。）が果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において中央果実協会及び補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する補助事業及び補助対象経費並びに補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1-1号、1-2号又は1-3号のとおりとする。

2 中央果実協会及び補助事業者（以下「補助事業者等」という。）が補助金の交付を受けようとするときは前項の申請書正副2部を次に定める区分に従って農林水産大臣又は地方農政局長等（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

(1) 中央果実協会にあつては、農林水産大臣

(2) 補助事業者にあつては、農林水産大臣又は地方農政局長等

3 補助事業者等は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れ

に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第4 規則第2条の規定による申請書の提出時期は、毎年度交付決定者が別に定める日までとする。

2 交付決定者は、第3第2項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

3 補助事業者等は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を交付決定者に提出しなければならない。

第5 補助事業者等は、規則第3条第1号の規定により交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第2-1号又は2-2号により補助事業変更（中止・廃止）承認申請書正副2部を交付決定者に提出するものとする。

2 交付決定者は前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 補助事業者等は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなければならない。

2 補助事業者等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者等は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第8 補助事業者等は、規則第3条第2号の規定により交付決定者の指示を求める場合に

は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出するものとする。

第9 適正化法第12条の規定による報告は、中央果実協会にあっては補助金の交付の決定があった年度の11月30日現在において、別記様式第4-1号により補助事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の12月20日までに、また、その他の補助事業者にあっては補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第4-2号又は4-3号により補助事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに、交付決定者に提出するものとする。ただし、交付決定者（農林水産大臣にあっては農林水産省生産局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第10 補助事業者等は補助事業が完了したときは規則第6条第1項に規定に基づき、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日までに、別記様式第5-1号、5-2号又は5-3号の実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

ただし、実施要綱第9の2のただし書により、事業実施期間が翌年度に及ぶ場合にあっては、当年度実施分を年度末日で取りまとめ、翌年度の4月10日までに提出するものとする。

2 第3第3項のただし書により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項のただし書により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5-4号、5-5号又は5-6号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

第11 交付決定者は、第10第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

2 交付決定者は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既

にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第12 交付決定者は、第5の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4第2項の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者等が補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11第3項の規定を準用する。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保存期間は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第14 交付決定額の下限は、35,000千円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う場合については、この限りでない。

第15 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第6号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第16 補助事業者等は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1条から第15条までの規定に順ずる条件を付さなければならない。

別表（第2、第6関係）

事業	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
果樹農業好循環形成総合対策等事業	I 中央果実協会が、次に掲げる事業に要する経費	定額	経費の欄に掲げる1から7までの経費の相互間における30%を超える増減	事業の中止
	1 果実計画生産推進事業費 県基金協会が、指定果実（うんしゅうみかん及びびりんご）の計画的生産出荷の促進に充てるための交付準備金を造成する場合において、その2分の1以内を補助するのに要する経費			
	2 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業費 緊急需給調整特別対策事業費については、指定果実（うんしゅうみかん及びびりんご）の一時的な出荷の集中により価格が低下した場合等に生食用果実を加工原料用に仕向ける場合において、その2分の1を補助するのに要する経費 保管等対策事業費については、指定果実（うんしゅうみかん及びびりんご）について、実施要綱第2の4の（2）のイにより指針が策定された場合、又は災害等により傷果等により生食用に適さない果実が大量に発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う場合において、その2分の1以内を補助するのに要する経費 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費については、自然災害等により傷果等が大量に発生した場合の被害果実の利用促進等を行うのに要する経費	定額		

	<p>費</p> <p>3 果実加工需要対応産地強化事業費 加工原料用果実の安定供給化等を図るために要する経費</p> <p>4 果実輸出支援強化事業費 海外への果実の海上輸送体制を確立するため、リーファーコンテナ等の効率的な活用や長時間輸送を可能とする鮮度保持技術・損傷防止資材の開発・実証を行うのに要する経費</p> <p>5 パインアップル構造改革特別対策事業費 パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の供給、栽培管理方法の改善等を行うのに要する経費</p> <p>6 指定法人等事務管理経費 県基金協会及び中央果実協会が本対策の推進に要する経費（県基金協会にあっては別表2、中央果実協会にあっては別表3に掲げるものに限る。）</p> <p>7 特認事業費 実施要綱第7により生産局長が定める事業を行うのに要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>		
<p>II 補助事業者が、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 茶改植等支援事業 産地ぐるみで改植等を実施した後、未収益となる期間に要する経費の一部を補助するのに要する経費並びに改植に要する経費の一部を補助するのに要する経費</p> <p>2 推進事務費 事業実施主体が本対策の推進上必要な取組みに要する経費に対して補助するのに要する経費については別表4に</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる1及び2、3から6までの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の中止</p> <p>2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>	

	掲げるものに限る。		
3	果樹経営支援対策事業費 優良な品目・品種への転換、小規模園地整備等を行う事業に対して補助するのに要する経費	定額	
4	果樹未収益期間支援事業費 優良な品目又は品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助するのに要する経費	定額	
5	果樹農業調査研究等事業費 事業実施主体が果樹農業に関する情報の収集・提供等を行うのに要する経費	定額	
6	果樹対策推進事務費 事業実施主体が本対策の推進上必要な取組について補助するのに要する経費は別表4に掲げるものに限る。	定額	

別表2

区 分	内 容
1 謝金	県基金協会職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	県基金協会職員旅費及び外部専門家等旅費
3 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	県基金協会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議の出席、補助金の交付要件確認、産地協議会に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別表3

--	--

区 分	内 容
1 謝金	中央果実協会職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	中央果実協会職員旅費及び外部専門家等旅費
3 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、租税公課、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金（業務手当を含む。）、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	中央果実協会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議の出席、補助金の交付要件確認、県基金協会等に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別表 4

区 分	内 容
1 謝金	専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	出席旅費、指導・調査旅費及び連絡旅費（委員等に係る旅費も含む。）
3 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	補助事業者が行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議の出席、補助金の交付要件の確認、県基金協会等に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

附則

- 1 この改正は、平成23年3月29日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の別紙中経費の項のⅠの7及び13の(1)の経費に対する補助金

の交付等に係る手続きについては、なお従前の例によることとする。

附則（平成25年4月1日24生産第3232号）

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附則（平成27年4月9日26生産第3444号）

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附則（平成28年3月29日27生産第2879号）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の果実等生産出荷安定対策事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお、従前の例によることとする。

別記様式第1-1号（第3関係）別表の経費の欄のIの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
公益財団法人 中央果実協会
理 事 長 氏 名 ⑩

平成 年度において、下記のとおり果樹農業好循環形成総合対策事業を実施したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第3の規定に基づき、金 円を交付されたく申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区 分	補助事業に 要する(又は 要した)経費	負 担 区 分		備 考
		国 (本年度国庫補助金)	自己負担	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金	円	円	円	
1 果実計画生産推進事業費				
2 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進 等対策事業費				
3 果実加工需要対応産地強化事業費				
4 果実輸出支援強化事業費				
5 パインアップル構造改革特別対策事業費				
6 指定法人等事務管理経費				
7 特認事業費				
計				

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

4 収支予算額（又は収支精算額）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 自 己 負 担 金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金 1 果実計画生産推進事業費 2 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進 等対策事業費 3 果実加工需要対応産地強化事業費 4 果実輸出支援強化事業費 5 パインアップル構造改革特別対策事業費 6 指定法人等事務管理経費 7 特認事業費	円	円	円	円	
計					

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 業務方法書及び業務方法書実施細則
- (3) 交付の申請を行う業務実施年度の事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算書

別記様式第1-2号（第3関係）別表の経費の欄のⅡの1及び2の場合

平成 年度茶改植等支援事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 ㊟

平成〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第3の規定に基づき、下記のとおり茶改植等支援事業推進費補助金〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区 分	補助事業に要する(又は要した)経費	負担区分		備 考
		国 (本年度国庫補助金)	自 己 負 担	
茶改植等支援事業推進費補助金 1 茶改植等支援事業費 2 推進事務費	円	円	円	
計				

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

4 収支予算額（又は収支精算額）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 自 己 負 担 金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
茶改植等支援事業推進費補助金 1 茶改植等支援事業費 2 推進事務費	円	円	円	円	
計					

5 添付書類

茶改植等支援事業実施計画書及び茶産地生産計画

- (注) 1. 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があった事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。

別記様式第1-3号（第3関係）別表の経費の欄のⅡの3から6までの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第3の規定に基づき、下記のとおり果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的及び内容
- 2 経費の配分

区 分	補助事業に要する(又は要した)経費	負担区分		備 考
		国 (本年度国庫補助金)	自 己 負 担	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金	円	円	円	
1 果樹経営支援対策事業費				
2 果樹未収益期間支援事業費				
3 果樹農業調査研究等事業費				
4 果樹対策推進事務費				
計				

※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

4 収支予算額（又は収支精算額）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 自 己 負 担 金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費費補助金 1 果樹経営支援対策事業費 2 果樹未収益期間支援事業費 3 果樹農業調査研究等事業 4 果樹対策推進事務費	円	円	円	円	
計					

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 業務方法書及び業務方法書実施細則
- (3) 交付の申請を行う業務実施年度の事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算書

別記様式第2-1号（第5関係）別表の経費の欄のIの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
公益財団法人 中央果実協会
理 事 長 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知があった果樹農業好循環形成総合対策事業について、下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1. 記載要領は、別記様式第1-1号の様式によるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換えて、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とが容易に比較対照できるように変更部分を二段書き（変更前を上段に括弧書）すること。
2. 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
3. 補助金の額が増加する場合は、件名の「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第5の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、果実実等生産出荷安定対策事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
4. 補助事業を中止（廃止）しようとする場合にあつては、「補助金変更承認申請書」を「補助金中止（廃止）承認申請書」に、「変更」を「中止（廃止）」に置き換えること。

別記様式第2-2号（第5関係）別表の経費の欄のⅡの1及び2の場合

平成 年度茶改植等支援事業推進費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所

団 体 名

代 表 者

氏 名

Ⓔ

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更（中止・廃止）したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

変更（中止・廃止）の理由

- (注) 1. 交付決定を受けた計画書の変更箇所を二段書き（変更前を上段括弧書き）した該当資料ページを添付して提出すること。
2. 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
3. 補助金の額が増加する場合は、件名の「茶改植等支援事業変更承認申請書」を「茶改植等支援事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第5の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第2－3号（第5関係）別表の経費の欄のⅡの3から6までの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 ㊟

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更（中止・廃止）したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

変更（中止・廃止）の理由

- (注) 1. 記載要領は、別記様式第1－2号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的及び内容」を「変更（中止・廃止）の理由」と書き換えて、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とが容易に比較対照できるように変更部分を二段書き（変更前を上段に括弧書）すること。
2. 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
3. 補助金の額が増加する場合は、件名の「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第5の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
4. 補助事業を中止（廃止）しようとする場合にあっては、「補助金変更承認申請書」を「補助金中止（廃止）承認申請書」に、「変更」を「中止（廃止）」に置き換えること。

別記様式第3号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1. 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2. この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3. 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であった、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4-1号（第9関係）別表の経費の欄のIの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
公益財団法人 中央果実協会
理 事 長 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知があった果樹農業好循環形成総合対策事業について、その遂行状況を、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(1) 経費の支出状況

区 分	総事業費	11月30日現在完了分			12月1日以降 の実施見込分		備考
		事業開始 年 月 日	支出済額	進ちょく 率	支 出 見 込 額	事業完了予定 年 月 日	
	円		円	%	円		

(注)「区分」の欄には、別記様式第1-1号の記の「2 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

(2) 事業遂行状況

11月30日までに実施した事業内容、経過及び12月1日以降の見通しについて記載すること。

別記様式第4-2号(第9関係)別表の経費の欄のⅡの1及び2の場合

平成 年度茶改植等支援事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 ㊟

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
茶改植等支援事業推進費補助金						
茶改植等支援事業						
事業費						
推進事務費						

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年 月 日	

- (注) 1. 「区分」の欄には、別記様式第1-3号の記の「2 経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2. 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5-1号(第10第1項関係)別表の経費の欄のIの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
公益財団法人 中央果実協会
理 事 長 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知があった果樹農業好循環形成総合対策事業を下記のとおり実施したので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第10第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1-1号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1-1号の記の4の(2)備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付記交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第5-2号(第10第1項関係)別表の経費の欄のⅡの1及び2の場合

平成 年度茶改植等支援事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿 北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に あつては内閣府沖縄総合事務局長	住 所			
	団 体 名			
	代 表 者	氏 名		Ⓔ

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第10第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として、下記のとおり茶改植等支援事業推進費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1-2号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第1-2号の記の4の(2)備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付記交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。

別記様式第 5 - 3 号（第10第 1 項関係）別表の経費の欄のⅡの 3 から 6 までの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 ㊟

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第10第 1 項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として、下記のとおり果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第 1 - 3 号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別記様式第 1 - 3 号の記の 4 の (2) 備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付記交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第5-4号(第10第3項関係)別表の経費の欄のIの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
公益財団法人中央果実協会
理事長 氏 名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金について、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第10第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金※1に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金※1に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者※1が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第5-5号（第10第3項関係）別表の経費の欄のⅡの1及び2の場合

平成 年度茶改植等支援事業推進費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた茶改植等支援事業推進費補助金について、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第10第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金※1に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金※1に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者※1が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第5-6号(第10第3項関係)別表の経費の欄のⅡの3から6までの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金について、果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱第10第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金※1に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金※1に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 補助事業者※1が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
	(1)目的	
	(2)具体的な内容	
3. 法人の名称		
4. 交付実績額	千円(A)	
5. 補助金等における管理費		
	(1)人件費	千円
	(2)一般管理費	千円
	(3)その他の管理費	
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
	(1)外部に再補助等されているものに関する支出	
	支出内容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
	(2)(1)以外の支出	
	支出内容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合	%(B/A)	

- (注) 1. 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
2. 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。
- < 「(2) (1) 以外の支出」の具体例 >
- 旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
3. 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
4. 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
5. 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。